

## 協議事項における調整状況について

### 1 連携・協力実施の検討体制

連携・協力開始までの準備期間において、協議及び調整を行うため、規約により堺市・泉大津市はしご付消防自動車連携・協力協議会を設置する。

また、連携・協力の実施後において、事務の管理及び執行について連絡調整を図るため定期的に連絡会議を開催する。

### 2 連携・協力を行う消防事務内容

堺市と泉大津市における消防事務のうち、はしご付消防自動車（40m 級）を共同で運用する。

#### (1) 出場体制

泉大津市からの要請に基づき、堺市のはしご付消防自動車（40m 級）及びはしご支援隊として消防ポンプ自動車 1 台が市域を越えて出場し対応する。

#### (2) 指揮命令

堺市から泉大津市に出場したはしご及びポンプ小隊は、泉大津市消防本部の指揮下に入る。

### 3 連携・協力を行う方法

地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づく連携協約の方式とする。

### 4 連携・協用に要する人員の配置

はしご付消防自動車（40m 級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）を運用するための必要人員は、堺市の消防職員から配置する。

### 5 連携・協用に伴う車両等の整備計画

はしご付消防自動車（40m 級）及び消防ポンプ自動車について、両市により新たに共同で整備するのではなく、堺市が既に保有する車両を共同で運用する。連携・協力実施後に更新する車両は両市で整備する。

### 6 連携・協用に係る経費について

#### (1) 初期的経費

連携・協用に開始するために必要となる初期的経費は、泉大津市が負担する。

#### (2) 分担方法

連携・協用に要する経費は、負担金として泉大津市から堺市に支払うものとする。

#### (3) 負担金

負担金は、堺市のはしご付消防自動車（40m 級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）の運用に係る経費（以下「按分対象経費」という。）を、各市の基準財政需要額の割合により算出した額とする。

【負担金の計算式】

$$\text{泉大津市の負担金} = \frac{D}{A+B+C+D} \times \text{按分対象経費}$$

A：堺市基準財政需要額

B：高石市基準財政需要額

C：大阪狭山市基準財政需要額

D：泉大津市基準財政需要額

(4) 按分対象経費

① 経常経費（人件費）

はしご付消防自動車（40m 級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）各 1 台の運用に係る職員数に、堺市の消防職員の人件費単価を乗じた額を按分対象経費とする。

② 経常経費（人件費除く）

はしご付消防自動車（40m 級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）各 1 台分の維持管理及び整備に係る経費（国庫支出金及び市債除く）を按分対象経費とする。

③ 公債費

はしご付消防自動車（40m 級）及び消防ポンプ自動車（はしご支援隊）各 1 台分に係る当該年度の公債費（地方交付税算入分を除く）を按分対象経費とする。